

平成 26 年第 7 回
北栄町農業委員会総会議事録

平成 26 年第 7 回北栄町農業委員会総会

開催年月日	平成26年7月10日（木）					
開催の場所	北栄町北条農村環境改善センター					
開 会	平成26年7月10日（木） 午後1時30分					
出席委員 （ 2 3 名）	1 番	河原 廣美	2 番	家森 政男	3 番	岸田 一成
	4 番	田中 則重	5 番	濱田 陽一	6 番	木村 悟
	7 番	坂本 憲昭	8 番	友定 憲一	9 番	村岡 昌美
	1 0 番	永田 恭彦	1 1 番	徳山 克之	1 2 番	前田 榮久
	1 3 番	宇田川誠章	1 4 番	福光 康男	1 5 番	杉川 武士
	1 6 番	徳山 隆敏	1 7 番	津川 孝篤	1 8 番	前田 浩明
			2 0 番	山下 正美	2 1 番	谷口 廣志
	2 2 番	遠藤 忠充			2 4 番	盛山 由紀子
			2 6 番	濱坂 良男		
欠席委員等	1 9 番 森本 真理子 2 3 番 斎尾 智弘					
事務局	局長	下阪 啓二	書 記	阪本 知春		
閉 会	平成26年7月10日（木） 午後4時					

日程

1 開会

3 議長開会宣言 定足数の確認

4 議事録署名委員の選出 (1 0 番) (1 1 番)

5 議事

- (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について (5 件)
- (2) 農地法第 4 条の規定による許可申請について (1 件)
- (3) 農地法第 5 条の規定による許可申請について (2 件)
- (4) 農地利用集積計画の決定について
 - ・ 利用権設定
 - ・ 北栄町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 章 1 の (5) の規定による所有権の移転申出書 (3 件)

6 協議事項

- (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について
- (2) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について
- (3) 農地の転用に関する確認願について (2 アール未満の農業用施設)
- (4) 農業生産法人設立届について

7 報告事項

- (1) 委員会報告
 - 農地委員会
 - 農政委員会
 - 広報委員会

8 連絡事項

- (1) 総会開催予定等
 - ・ 第 8 回総会 平成 2 6 年 8 月 1 1 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から
北栄町北条農村環境改善センター
 - 現地確認 平成 2 6 年 8 月 8 日 (金) 事務局集合
担当委員 議席番号 2 4 番、7 番、8 番、9 番
 - 議案締切日 平成 2 6 年 7 月 2 5 日 (金)

9 その他

1 0 閉会

【添付】 資料、資料(写真)

○事務局 平成26年第7回の北栄町農業委員会の総会を開催いたします。

会長さん、御挨拶をお願いいたします。

○濱坂会長 皆さん、こんにちは。現在、台風8号が四国沖を通過中でございます。当初は7月の台風としては最大級規模だということで、風速70メートルという話も出ていました。幸いにも九州に上陸してからかなり弱くなりまして、鳥取県では現在のような状況でございます。この後も被害が出なければいいなと思っております。ただ、沖縄を初め九州、あるいは新潟とかいろんなところで大雨で物すごい被害が出ております。テレビを見ていると気の毒なぐらいな状況でございます。鳥取県は幸いにして、こういった被害は割と少ないほうでして、いいところだなと日ごろ感じているところであります。

きょうは、特段挨拶は、あれやこれや思案してみても思い当たりませんでしたけれども、一つだけ感じておりますことをお話しさせていただきたいと思います。農業改革でございますけれども、既に閣議を通して、本格的にこれからいろいろ決まってくるだろうと思っておりますけれども、つまるところ、農協にしても農業委員会にしても先手を切ってTPPに反対してきた団体組織であります。反対するやつは懲らしめてやれみたいなところがあるのではないかなという気がしてならないわけですが、それにもってきて、企業が利益を上げるために農地の取得をさせろというようなことで、いろいろ圧力をかけてきているような、そのような感じが、うがった見方ではありますが、どうもしてなりません。

ある記事によれば、農業を改革して成長産業にすると書いてみても、とてもできるはずがないと。何でそんなところをごちゃごちゃつつくのかなという論評をされる方もありますし、実際そんな感じもしております。自給率を50%にすると言いながら、その辺も不明確でありますし、何を指してどうしようとしているのか。一部のお金持ちのためにアメリカ型みたいにお金を献金するところだけうまくやってやろうみたいな、これは私の思いですが、してならないところであります。そういった逆に怒りみたいなもの、憤りみたいなものをバネにしながら、これからは農業、それから農地を守って、できることを一生懸命やらなければいけないのではないかなと思ったりしておるところであります。

そういうことで、最近感じております事象だけ申し上げまして、開会の挨拶にかえたいと思います。きょうはよろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

北栄町農業委員会会議規則第5条に、会長は、会議の議長となり、議事を整理するとあります。以後は、会長に議長を務めていただきます。

○濱坂議長 それでは、議長をやらせていただきます。

本日の欠席届であります。19番、森本委員、23番、齋尾委員でございます。ともに東京で、国会の関係でございますけれども、広報関係の研修があつて行っておられるようです。

4番、議事録署名委員の選出でございます。順番に従いまして、10番、永田委員、11番、徳山克之委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

1番、農地法第3条の規定による許可申請について、5件でございますが、順次審議をいただきたいと思います。

○事務局 お配りしておりますレジュメの4ページをごらんいただきたいと思います。こちらに議案等に係る位置図をつけております。また、写真を別紙資料として差し上げておりますので、議事等の参考にさせていただきますようお願いいたします。

それでは、議事の2ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号に係る案件は5件でございます。

議事の4ページをごらんください。まず、議事第1号の1です。この案件に係る農地は1筆、595㎡でございます。譲渡人は町内にお住まいですが、この農地の耕作ができないことから売買による所有権移転をされるものでございます。

議事の５ページをごらんください。今後の農地につきましては、野菜類を耕作されます。

議事の６ページをごらんください。農作業に従事するについては、譲受人とその従業員３名となっております。

議事の７ページをごらんください。周辺地域の関係では、これまで同様、農地として使用すること及び農薬の使用方法についても地域の防除基準に従うとのことでございます。以上です。

○濱坂議長 それでは、議案第１号の１の説明が終わりました。

何か質問なり発言がございますか。

いかがでしょうか。発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

１号の１につきまして発言がないようですが、申請のとおり許可してもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案１号の１、申請のとおり許可といたします。

続きまして、議案１号の２の説明をお願いします。

○事務局 議事の１０ページをごらんください。議案第１号の２です。この案件に係る農地は１筆、１，８３９㎡で、交換による所有権移転をされるものでございます。この農地と交換される農地につきましては、議事第１号の３の農地となります。

農地の今後につきましては、追加で送付いたしました１１－１ページのとおり野菜を耕作されます。

議事の１１－２ページをごらんください。農作業に従事される者につきましては、譲受人ご本人となっております。

議事の１１－３ページをごらんください。周辺地域との関係では、これまで同様、農地として使用すること及び農薬の使用方法につきましても、地域の防除基準に従うとされております。以上でございます。

○濱坂議長 議案１号の２の説明が終わりました。

何か発言、質問がございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

特に発言ございませんので、１号の２につきましても、申請のとおり許可してもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、１号の２、申請のとおり許可することといたします。

続きまして、議案１号の３の説明をお願いします。

○事務局 議事の１３ページをごらんください。

第１号の３でございます。この案件に係る農地は４筆、２，２６０㎡で、交換による所有権移転をされるものでございます。この農地と交換される農地につきましては、今御審議いただきました１号の２の農地となります。

農地の今後につきましては、追加で送付しました１４－１ページのとおり、スイカ及び野菜を耕作されます。

議事の１５－１ページをごらんください。農作業に従事する者については、ご本人のお母さんとなっております。

議事の１６－１ページをごらんください。周辺地域の関係では、これまで同様、農地として使用すること及び農薬の使用方法についても地域の防除基準に従うとされております。以上でございます。

○濱坂議長 １号の３の説明が終わりました。

何か発言、質問がございますか。

特に発言がないようですが、１号の３、申請のとおり許可してもよろしいでしょう

か。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そういたしますと、1号の3につきましても、申請のとおり許可といたします。

続きまして、議案1号の4、説明をお願いします。

○事務局 議事の22ページをごらんください。第1号の4です。この案件に係る農地は1筆、2, 892㎡のうち819㎡でございます。

議事の25ページをごらんください。農地の今後につきましては、野菜を耕作されます。

議事の26ページをごらんください。農作業に従事する者につきましては、譲受人ご本人となっております。

議事の27ページをごらんください。周辺地域との関係では、これまで同様、普通畑として利用すること及び農薬の使用方法についても地域の防除基準に従うとされておるところであります。以上です。

○濱坂議長 議案1号の4の説明が終わりました。

何か発言がございますか。

○永田委員 10番、いいですか。

○濱坂議長 はい。

○永田委員 この案件の畑は、大体ハウス建っているのですが、このハウスがメインに建っているところの819㎡というのは、どこの部分のところですか。ハウスの外側がそれぐらいあるのですか。

○事務局 外側ではないと思いますが。

○永田委員 それとも、ハウスの南のほうに作業小屋みたいなのがあるので、そこだけ借りるとか。

○事務局 場所まで確認しておりませんが。ハウスを使われると思いますがね。別の方が使っておられますか、ハウスは。

○永田委員 いや、わからないですけれども。ハウスを使われるというふうになると、この2, 892㎡のうち819㎡というのは何だかよくわからないなと。

○事務局 全棟ではないと。

○永田委員 全棟ではないということですか。

○事務局 そういことです。

○永田委員 一部ということですね。

○事務局 実はこれ、●●さん御自身で……。

(発言する者あり)

倉吉市上井のあたりか清谷のあたりかで、これは身障者だったかな、使った、就労センターのようなものをされています。その方々に働いてもらってということを考えられております。

○永田委員 あともう1点いいでしょうか。賃料が総額3万円、32ページのほうです。総額3万円ということで、契約金までという分ですが、契約期間の2年間で3万円ということですか。

○事務局 単年の額ですが、大体。

○永田委員 単年で3万円。

○事務局 はい。

○永田委員 で、土地改良区費も●●さんの負担ということで。

○事務局 そこまでは確認とれません。

○永田委員 いや、30ページのほうの賃貸者契約書のほうで、改良区の負担金のほうは乙のほうが持つということで、改良区の負担金も持つし、賃料も3万円で、結構この辺の水準では高いのかなという印象があります。

(発言する者あり)

○事務局 これは、その額を含んでいないですかね、3万6, 000円自体に。

○永田委員 含んでいるなら含んでいるなりで、契約書のほう自体がちょっと何だか。

3万6,000円と改良区の負担金で、大方半分、1万6,000円ぐらいですか。反当5万円の賃料、賃料ではないですが。

実際、それは高い安いは相場なので、相場ってそれぞれのやりとりなのでいいのですが。お互いに何か勘違いと誤解があれば、後々それはどっちが持つことになっていくという話になりかねないので、確認されたほうがいいかもしれないということですかね。別に3万円だろうが、5万円だろうが。

○事務局 双方で話し合われて契約書を結んでおられるでしょうから、その辺のところは双方でやってもらえばいいのではないかと思います。

○永田委員 関知しないということですね。

○濱坂議長 ちなみに31ページの一番上のほうに、目的物の修繕と改良というがありますが、修繕と改良というのはどのように違うのか。

○事務局 修繕はもとに戻すで、改良はさらに機能を上げる。

○濱坂議長 機能アップ。原形以上に何かをしようと思ったときには乙が払うと。現状維持には甲が払うという意味でいいか。

永田委員、いいですか。

○永田委員 はい。

○前田（浩）委員 永田さんに質問ですが、この●●さんという方は畑をつくっているのか。

○永田委員 つくっておられないと思いますよ。結局、砂原さんのところで勤めに出ておられるほうが中心に多分なると思うので。

○前田（浩）委員 そういうようなところですね。普通の平畑。●●さんが借りるというのは平畑。

○永田委員 ここはハウスです。

次の案件の分の同じ接続している隣の畑は完全に平畑です。ハウスではないです。

○前田（浩）委員 これは●●さん自体がつくられるわけではないでしょう。

○事務局 先ほども申しましたように、●●さんのところに働きに来られる、身障者の方の……。

○前田（浩）委員 多分、この方は農業経験はないと思うよ。誰かそのような経験者が周りにおられてされるということですか。

○事務局 そういうことですね。

○濱坂議長 25ページには農作業歴1年と書いてある。

○前田（浩）委員 いやいや、ないと思う。畑を荒らしておられるしね。

○事務局 貸される●●さん自体がもともと農協の営農指導員なので、その方の指導もあると思うのですがね。●●さんは、自分でされてましたがね、大分。

○前田（浩）委員 でも今回の場合、●●さんの土地を●●さんが相続されて、この施設の利用者を支援される。本人がされるということ。

○事務局 本人はされていないと思います。

○前田（浩）委員 代表としてされるということですね。

○事務局 こういうふうにはせん限りは闇ということになったりもするので、きちんとされていいのかなと思ったり、逆にしますけれども。

○濱坂議長 そのほかございませんか。

特に問題がないようでしたら、1号の4は申請のとおり許可してもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、1号の4につきましても、申請のとおり許可といたします。

続きまして、1号の5の説明をお願いします。

○事務局 議事の33ページをごらんください。議事第1号の5です。この案件に係る農地は1筆、2,142㎡でございます。

議事の37ページをごらんください。農地の今後につきましては、野菜を耕作されます。

議事の３８ページをごらんください。農作業に従事する者につきましては、譲受人ご本人となっております。

議事の３９ページをごらんください。周辺農地の関係では、これまで同様、普通畑として利用すること及び農薬の使用方法につきましても地域の防除基準に従うとされております。以上でございます。

○濱坂議長 議案１号の５の説明が終わりました。

何か発言、質問ございますか。

いかがでしょうか。よろしいですか。

先ほどの●●さん、同じ方です。

特に発言がないということは、申請のとおり許可してもいいということですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、１号の５につきましても、申請のとおり許可いたします。

続きまして、農地法第４条の規定による許可申請について、１件でございます。説明をお願いします。

○事務局 議事の４５ページをごらんください。第２号は１件でございます。

議事の４６ページをごらんください。この議案に係る農地は２筆、７８７．９３㎡でございます。

議事の５８ページをごらんください。こちらに事業計画書がございますが、転用理由につきましては、条件の悪い農地を使用して花菖蒲栽培をすることを目的に、農業用施設とされるものでございます。敷地内の配置図は５９ページにございます。

議事の４７ページに戻っていただきたいと思います。付近の土地・作物等の被害防除措置につきましては、隣地農地への通路も確保されており、影響がないとされております。

議事の４５ページをごらんください。右のほうですけれども、第２種農用地と出しておりましたけれども、農業振興地域、農振農用地から除外をしないということでございまして、ここは農振農用地というふうに修正をいたします。ですので、転用許可基準は農業用施設等ということになります。

なお、この案件につきましては、６１ページをごらんいただきたいと思います。始末書が出ております。内容としましては、認識不足であったということでございます。ですので、工事に着手されておりましたので、現在事業を中断されておるという状況でございます。以上でございます。

○濱坂議長 ４条案件の説明がございました。現地確認をしていただいたと思いますので、御報告をお願いします。

○遠藤委員 昨日、齋尾委員、盛山委員、木村委員、事務局長、そして私で現地確認をしてまいりました。

まず、この案件ですが、写真を見てもらえばわかりますが、既に碎石が敷いてある状態で、その碎石の奥のほうに水が張ってあって、菖蒲が栽培してある状態でした。手続の手順を踏まれずまことに遺憾ではありますが、菖蒲栽培に頑張られるということでしたので、申請のとおり許可してもよろしいのではないかと思います。以上です。

○濱坂議長 ありがとうございます。

説明並びに現地確認の報告は終わりました。

何か発言、質問ございますか。

（発言する者あり）

はい、どうぞ。

○家森委員 菖蒲をつくるということですが、今、多分水が要るではないかと。今のところ改良区の水については目的、申請すれば改良区はオーケーを出すと思いますが、改良区のほうの菖蒲についての水張りの許可というのは出てないですか。

○事務局 農振農用地から、これは除外しません。普通だったら２アール未満であれば、そのまま届け出で済むのですけれども、２アールを超えています。そういう場合は、農振農用地のままで目的変更という格好で手続をとります。その手続は産業振興

課のほうでもう済んでおりまして、農地としてあくまで置いておくと、ですので、当然改良区からも抜けないという格好になります。

○家森委員 その水の使用について、本来なら畑地のかん水というような、畑かんの使い方というのはいろいろあるわけですが、絶えず水を張るというような格好で、水が漏れないようにするのかどうか、その辺の、一応使途についての改良区のほうの許可というのはどうなのでしょう、要らないのでしょうか。

○津川委員 それは出るみたいです。

○家森委員 出るか。

○津川委員 うちの上のほうで以前、ホンモロコだか何かを飼うと言って、水をだらだら流したものもあるし、それから、今はここに書いてある場合も、田んぼに全部、田んぼ専用に畑かんがあが流している。そういう状態とか。自分ところの中にはすごく何か臨機応変というだか何だか、うちがそれこそ、ちょっと田んぼに水が足りないからといってバルブをひねったら、待った待ったと来るわけだね。自分ところが何かすると、うちの畑の中ずぼんと抜いてしまって、わざわざバルブまでつけて、それこそ24時間流しっ放しみたいな、そういう状態で。何か自分のところだけいいのかなと思って、自分、地区のところだけはね。何かそれがちょっと気になっていたの。でも、そういう許可は出るそうです。

○事務局 60ページのほうに、改良区さんのほうの……

(「出ているか」と呼ぶ者あり)

意見書が出ておりまして。

○家森委員 はいはい。

○事務局 協議をされておるということです。

○家森委員 そうか。なら、いいですわ。ここを目を通しておりませんでした。済みません。

○杉川委員 そんなに大きなものでない、実際。道楽みたいなものだ。

○事務局 でも、だらだらと流されることはないのではないかと。

○杉川委員 ただ、まっ先に●●が来て、碎石依頼したから、何を建てるだいや、おっつあんという感覚だったけれども。

○事務局 もともとは2アール未満程度のものなのですが、それまでに実のところ通路はできていました。なので、それも含めてみんなさせました。

(発言する者あり)

○前田(浩)委員 切りがないですね。

○事務局 琴浦町の●●さんという方が、花菖蒲の日本の第一人者がおられるようでして、よく新聞やテレビに出られる方でして、その方に師事といいたほうがいいかと、習っておられるところでございます。

(発言する者あり)

○家森委員 問題ないです、いいです。

○濱坂議長 杉川委員さん、これはどうこう言いようがないと思うが、物置場みたいになっているからな。もうちょっと農地らしくしてもらったほうがいいような気がします。

○杉川委員 花菖蒲かどうかよくわからないが、物置きみたいなものだ。その先もスイカをつくったりしていたが、道楽みたいになっているから。

○事務局 本当の農家でない部分があるから、ようつくらない。今は草が生えて、その先のほうは。草畑みたいになっているようですが、中はコンテナが右のほうに積んであるのですが、ああいうコンテナが……。

○杉川委員 今、水をためなければいけないから。

○事務局 何か置いてあります。きれいにしなければいけませんよという話はしておりますが。

○杉川委員 とりあえず真砂土が入って、ここが来て、その段階で何しているのかという話から始まっているから。碎石は面白くない。

○家森委員 いい花菖蒲つくってもらふことも。

○事務局 このたび杉川委員から連絡が入りまして、対応したのですけれども、そういう経過も含めて、ここに上がっている議案の書類だけでなく、農業委員会がどのように対応したかということまで全部入れた書類をつくりまして、それも一緒に県のほうに上げることになります。ですので、対応ができていなかったということがないように、もしも気づかれたことがあれば、すぐに御連絡いただければと思います。

○濱坂議長 そのほか意見ございますか。

特に発言がございませんが、議事の２、４条案件は申請のとおり承認してもよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、異議がございませんので、議事の２、申請のとおり承認したいと思います。

続きまして、３番、農地法第５条の規定による許可申請について、２件ございます。順次説明願います。

○事務局 議事の６３ページをごらんください。議案第３号は、２件でございます。議事の６４ページをごらんいただきたいと思います。まず、第３号の１です。この議案に係る農地は１筆、３１０㎡でございます。

議事の７１ページをごらんいただきたいと思います。こちらに事業計画書がございますが、転用理由につきましては、この農地の周囲で販売した住宅で個人事業者の従業員ですとか来客時の駐車場が不足しているという状況があるようでございまして、駐車場として貸し出されるものであります。

敷地内の配置図は７３ページにございます。これで最大１１台の駐車が可能となるということでございます。

議事の６５ページに戻っていただきたいと思います。付近の土地・作物等の被害防除措置につきましては、既に周囲は宅地や道路となっておりますので、周辺農地への影響はございません。ただし、西側隣地との境界はブロック積みの壁を設置されます。

議事の６３ページに戻っていただきたいと思います。お配りしたものでございますが、農地区分につきましては第３種農用地でございます。許可基準、それから、根拠のほうは原則許可ということになるわけでありまして、以上です。

○濱坂議長 続きまして、現地確認報告をお願いします。

○遠藤委員 説明にもありましており、この周りは全て宅地になっている状態で、特に問題はないと思います。よって、申請のとおり許可してもらってよろしいかと思います。

○濱坂議長 ありがとうございます。

説明と現地確認報告を終わりました。

何か発言、質問ございますか。

特に発言がありませんが、議案の３－１につきまして、申請のとおり承認してもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案の３－１の案件について、申請のとおり承認いたします。

続きまして、３－２の説明をお願いします。

○事務局 議事の８０ページをごらんください。江北のオグラ建設株式会社が３名の地権者の畑の砂利採取等を行うものでございます。申請の農地は計７筆、種目は畑、４，９９７㎡でございます。工期は９月１日から来年８月いっぱいとなっております。

実際に砂利採取されます場所は、９７ページのほうをごらんください。

それから、９８ページには仮置き場とされる場所がございます。御確認いただきたいと思います。９８ページのこの場所ですが、これまでも昨年でしたか、砂利採取がございましたところで、ちょうどほうきりサイクルセンターの横になります。

１０８ページ、１０９ページをごらんいただきたいと思います。こちらには、安全施設の配置図がございます。

また、110ページから129ページにかけましては、地権者、隣接の所有者等の同意書がございます。

130ページから132ページをごらんください。砂利採取後の作付について確約書が添付されております。それぞれ季節野菜を耕作されるということでございます。

133ページをごらんください。こちらには運搬経路図がございます。

135ページをごらんください。計画平面図がございます。隣地や道路の境界から2mまたは3mあけて施工されます。

添付しておりませんが、周囲にめぐらす防護柵は高さ2mとされておるようでございます。申請書のほうには、こちらのほうにはついておるものであります。周囲への農地への影響でございますけれども、外周を防護柵で飛砂被害の防止をされますし、隣地や道路の境界からあけて施工をされますので影響はないものと思います。農地区分につきましては、第1種農用地で集団農地でございます。転用許可基準は一時転用でございます。

あと昨日ですけれども、仮置き場の横のところにハウスがございますけれども、●●さんという方のハウスがございますけれども、車が行き交うと通りにくくなるということでございまして、どちらか片方一方通行にしてもらいたいということがございまして、●●のほうに説明を求めました。季節というよりも、砂利を採取するときには東から西、それから掘り終わった後に今度は西から東に運搬をするという格好でございますけれども、いずれも空車の状態のものがこの横の道路を通ると、要するに国道9号の北側のほうにございます道路を通るということでございまして、きちんと説明をしてくださいと言いまして、直接説明をされました。また自治会のほうにも、いつの時期からいつの時期まで、東から西、それから西から東というふうに通るということをちゃんとお伝えくださいよということはお申し上げておきました。

それと、職務代理からございまして、そこら辺の道路をトラックが通ったりするので、ちょっとへこんだりして水たまりができていということがあつたようでございます。こちらにつきましては、地域整備課のほうに話をしましたところ、ちょうど今、自治会と協議をしておいて、その修繕について検討中であるということで、それについては自分のところのほうの課で任せてほしいというような話でありました。さらにちょっと聞きましたら、地元の自治会のほうが、その道路自体の幅が、砂が出てきて、ものすごく狭くなってしまっておることなので、オグラ建設の工事を了解するかかわりに、その砂を取ってくれと、道をちゃんときれいにしてくれと注文をつけられたようです。オグラのほうはわかりましたということで、道幅がきちんととれるようになるのでないかということでございました。以上です。

○濱坂議長 続きまして、現地確認の報告をお願いします。

○遠藤委員 資料写真の上2枚が砂採取場で、こちら2枚が砂の仮置き場ということです。申請のとおり許可してもよろしいのではないかと思います。以上です。

○濱坂議長 ありがとうございます。

では、3号の2の説明並びに現地報告が終わりました。

何か発言がございますか。

特に問題はございませんか。5,000㎡超えないのにしてあるのか。

○事務局 というよりも、確かに5,000㎡超えないのですが、砂を置いておくところを含めての面積ですから、基本的に。掘るところが5,000㎡はないわけで、使うところは全体では5,000㎡近くもあるのですが、砂利採取をするのならあれでしょうが、うまいぐあいに抑えられたということではないでしょうか。

○濱坂議長 場所が分かれていますと言っても・・・。

○事務局 5,000㎡という決まりがあるので、これは現地調査の対象にならない。あつたとしても別にいいと思いますが。

○濱坂議長 問題があるわけではない。

○事務局 はい。それで、写真のほうでちょっとわかりにくいですが、畑かんのパイプのようなものがちゃんと出ていますが、採取をするほうです。どうも、井戸

がやっぱり掘られているようでして、畑かんではございません。

○濱坂議長 皆さんから発言がございませんが、議案３の２号は申請のとおり承認してもよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、議案３の２につきましても、申請のとおり承認いたします。

続きまして、４番の農地利用集積計画の決定について説明をお願いします。

○事務局 議事の１３６ページをごらんください。表紙がついておりませんでしたけれども、後でお配りさせていただきました。農地利用集積計画の決定でございます。利用権設定につきましては５１件です。３年未満の契約は１４番でございます。それぞれの内容につきましては議案書の各筆明細に明記しております。なお、アール企画から農業経営の状況報告が出ておりますので御確認ください。

いずれも農業経営基盤強化促進法第１８条第３号の各要件を満たしていると考えます。各要件につきましては、以前に配付しております農業委員会法令業務ロードマップの３ページでございます。以上です。

○濱坂議長 説明が終わりました。

件数も少ないですし、目を通していただいたと思いますので、何か疑問なり発言がございましたらお願いしたいと思います。

はい。

○友定委員 １４番の●●さんのところですね。●●さんの分の畑を借りられるのですが、ここに●●さん、亡くなられましたが、畑が荒れているので、借りてもらうのはいいのですが、●●さん自体には資格要件はありますか。

○事務局 倉吉市にも農地を持っておられて、５０ａ以上となるので、今回もそれで。

○友定委員 わかりました。

○濱坂議長 倉吉市に農地がある。

○事務局 農地があります。それと今回の９６４㎡とを入れて、５０ａ以上になるということです。

○事務局 つけた分ということです。

（発言する者あり）

例えば、大谷なんかでもありますけれども、琴浦のほうに農地を持っていたり、借りていたりという分ですね。

○濱坂議長 そういう状況があるときは耕作証明があると思いますよ。

そのほかございませんか。

ミツバチは。

○事務局 聞いてはおりませんけれども、これは●●さんの関係の分ですけれども、●両方というふうに書いてあります。ここに木がありまして、会長さんのほうから木が大きくなったら困るよという話がございまして、また同じようにほかにもたくさん出ていたのがあると思ひまして、うちのほうに来られると思いますので、そのときにそのことは伝えようかなと思っております。

○濱坂議長 そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

特に異論等ないようですが、集積計画、提案のとおり決定してもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、集積計画は提案のとおり決定いたします。

続きまして、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第４章１の（５）の規定による所有権の移転申出書について、３件ございます。

説明を願います。

○事務局 議事の１４３ページをごらんください。北栄町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想、つまり基本構想、これの第４章１の（５）の規定による所有権の移転申出書でございます。この申出書に係る農地は４筆、約５，７００㎡で、担い

手育成機構の農地中間管理機構事業の特例事業というのがございまして、機構が一旦購入した後に農家に所有権移転をされるものであります。参考として、法令業務ロードマップでは3ページとなります。以上でございます。

○濱坂議長 この件につきましては、永田委員、関係案件でございますので、除斥扱いで審議いただきます。

何か発言がございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

同じく山下委員が2番目にございますので、これも除斥扱いとして審議いただきます。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、申し出のとおり受理したいと思います。

議事につきましては以上でございます。

続きまして、協議事項に入りたいと思います。1番の農地法第3条……。

○事務局 済みません、145ページのほうですが、今の移転申出書の方ですけれども、山下委員の分のほかに、145ページ、●●さんと●●さんの関係のものがございまして、●●さんのほうが農地を引き受けられるということでございます。以上でございます。

○濱坂議長 3件、一括して受理してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、協議事項に入りたいと思います。1番の農地法第3条の3第1項の規定による届け出書について、4件でございます。

一括説明をお願いします。

○事務局 農地法の第3条の3第1項の規定による届け出書が3名の方から出ております。農業委員会のあっせん希望はございません。以上です。

○濱坂議長 説明が終わりました。

一括して何か発言、質問がございますか。

特に発言がございませんが、届け出のとおり受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、一括受理いたしたいと思います。

続きまして、2番の農地法第18条第6項の規定による通知書について、3件ございます。

一括して説明を願います。

○事務局 協議事項の7ページからごらんいただきたいと思います。第18条第6項の規定による農地使用貸借合意解約書が提出されております。協議事項の9ページのほうをごらんいただきたいと思いますけれども、こちらにつきましては、農業後継者が農地を貸し出すために解約をされるものであります。農業者年金に係る親子間の貸借につきましては10年、10年と20年間貸借をするように決まっておりますけれども、間の最初の10年目の更新で更新を行っておけば、その後10年を待たずに解約しても年金には影響はいたしません。ですので、この方は更新を既にされていて、このたび解約をされるということでございます。以上です。

○濱坂議長 先ほどの説明、わかりますか。年金の関係です。

○事務局 結局、20年間しなければいけないのですけれども、それは10年、10年と区切らなければいけないのです、親子間のやつは。貸借が。1度目の10年後に次の10年のものを利用権設定すると、その設定した後には解約をしてもいいと。そうすれば年金には影響はないということでございます。

○河原委員 10年以上は確実にしなさいよということなのです。

○家森委員 10年はしろということだな。

○濱坂議長 10年はしろということ。

○家森委員 そういうことだな。

○事務局 だから、2回目の分の更新のときに、要するに5年とか何年ではいけないわけです。10年でないと。

○家森委員 10年でないと。

○事務局 トータル20年になっていないといけません。それを締結すれば、その後は解約をしても年金には影響がないということだそうです。

○家森委員 10年はしなければいけないが、解約はしてもいいのか。

○永田委員 理由は何でしたか。とりあえず一区切りつけるために一旦解約するという話でいいのですか。ですよ。要するに20年1回では、20年待たないといけないので、1回解約してという意味。

○事務局 基本的には10年というのが一つのくくりになっています。ただ、1回で20年すると、それは再設定にはならないということになりまして、その再設定というのは10年、10年で1回としていくことによって再設定という意味合いになるということです。20年でしてもらったのは再設定ではないので、1回区切っていないので、その場合にはもう1回10年でしてもらって、トータル的に見れば30年になってしまうのですけれども、最初に20年してしまったら、まず裁定請求で20年というくくりはないので、10年で1回されていると思いますけれども、それを一回一回区切っていただかないと再設定にならないです。

○永田委員 そのために、1回区切りをつけるために解約したという。

○事務局 そうです。今回の利用権で39から46で、もう一回親子間でしていただいて、その後に解約をして、その方に貸していただくと。次の方に貸していただくときには何年でもいいということです。

○事務局 10年すぐに今しようということです。10年が来て、再設定をして、すぐに解約をしようとしているわけです。

○濱坂議長委員 旧年金法だけ。

○事務局 旧年金、新年金にかかわらず、旧年金の場合には経営移譲というのですけれども、親子間で貸し借りをして経営移譲をされて、ちょっと上乘せの部分の年金をもらっておられる方については、この決まりがあります。ただ、経営移譲をされずに老齢年金という基本給というか、基本の額だけをもらっておられる方については、まだ縛りがございませんので、自由に誰に貸しても自分が耕作しても大丈夫です。

○濱坂議長 ただ、新年金のほうは政策支援の分がひっかかってくるわけですか。

○事務局 そうです。政策支援をしておられて、なおかつ経営移譲される方ということなのですけれども、基本的には政策支援をされた方については、35歳までは、2万円のうち1万円を補助していただいて、1万円払っていただいて、2万円の掛金が入ったことになるのですけれども、経営移譲されなかった場合、そのうちの補助の部分はもう支給されませんので、その部分にちょっと気をつけていただいて推進のほうをしていただきたいと思います。国庫補助が出るので、国庫補助があるのではなくて、それは経営移譲をしたときに初めて2万円が返ってくるということを念頭に置いていただきたいと思います。もし経営移譲されなかったら、2万円のうち国庫補助部分は受給のときに出されませんので、1万円しか返ってきませんので、その部分をちょっと注意していただきたいと思います。

○事務局 結局1万円しか掛けていないことになるのだな。

○事務局 そうです。自分の掛けた部分しか戻って来ないので。

○事務局 国の支援がないままに2万円払っておられる方が多いと思います。

○濱坂議長 なかなか簡単には出しませんよと。

○事務局 そういうことです。

○事務局 ただ、その経営移譲についても、基金に経営移譲したり、あとは担い手育成機構さんに経営移譲したりと、その第三者に対する移譲もできますので、後継者がいないからといってできないわけではないのです。そのときには相談していただ

たらと思います。

(「発言する者あり」)

○濱坂議長 協議事項2番、18条の案件につきまして、いかがですか。何か意見ございますか。

特に発言がないようですので、協議事項2番の18条の案件につきまして、一括受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、一括3件受理したいと思います。

協議事項3番、農地の転用に関する確認願について、説明をお願いします。

○事務局 協議事項の10ページをごらんください。協議事項第3号に係る案件は、前回の総会で提出したのですが、前回、通路があるのではないということで保留としたものでございます。このたび改めて提出をされております。

協議事項の11ページにございますとおり、申請人は農地にコンクリートの進入路を設置するとともに、農舎を建てられたものでございまして、前回の24㎡からふやし、82㎡としたものでございます。以上です。

○濱坂議長 再度ですが、現地確認していただいていると思いますので、報告願います。

○遠藤委員 説明のとおりです。確認してまいりました。特に問題はないと思います。

○濱坂議長 ありがとうございます。

この案件につきまして、何か発言がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

特に発言がないようですので、農地の転用に関する確認願は届け出のとおり受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そういたしますと、受理いたします。

続きまして、4番の農業生産法人設立届について、説明をお願いします。

○事務局 協議事項の13ページをごらんください。●●から農業生産法人届が出ています。

14ページには、履歴事項全部証明書がございます。本店は、●●、目的は肉牛の生産、肥育管理のほか、畜産物の製造加工販売のほか、焼き肉店、レストラン等飲食店の経営まで書いてございます。

15ページからは事業計画書、20ページからは定款となっております。以上でございます。

○濱坂議長 説明が終わりました。

何か発言がございますか。

津川委員、何かコメントございますか。

○津川委員 別に何とも。息子さんが頑張っているからという感じで、兄弟と、共済の推進に行かせてもらいましたが、若干その辺いい返事はもらえなかったですが。結構大規模というか、飼料というか、ああいうものを、フルトレーラーを用意したりとかなんとかやっているみたいです。

○濱坂議長 ありがとうございます。

そのほかございませんか。

それでは、そのほか発言がございませんので、農業生産法人設立届は原案のまま受理してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、受理いたします。

続きまして、追加議案です。委員会報告の前に協議をお願いしたいと思います。

本日お配りしてあると思いますが、農業政策に関する建議書があらうかと思います。これは農政委員会でいろいろ協議をして取りまとめをしていただいた分でございます。農政委員会のほうから報告をしていただいて、中身について皆様で協議をいただいて、

これでいいということになれば町長のほうに建議をしたいと思いますので、その分含めて協議をいただきたいと思います。中身については農政委員長のほうから提案をさせていただきます。よろしくお願いします。

○濱田委員 それでは、皆さん、長い間建議書もなかなか形的なものが出そろわなくて、皆さんもやきもきされたと思っておりますけれども、ようやく形的なものがありましたので、皆様に報告し、承認していただければと思っております。

まず一回、前文を読ませていただきたいと思いますと思っております。

まず、建議書。現在ＴＰＰ交渉が進められており、日本の農業が厳しい国際競争にさらされようとしている、しかし農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足により年々厳しさが増している。また、資機材の高騰、農産物の価格低迷により、所得向上も難しいのが現状である。このような中、政府は農林水産業を成長産業とすることを目標に上げ、今後１０年間で全農地面積の８割を担い手に集積するとともに、６次産業化を進め、農業者の所得を向上させるため、攻めの農林水産業戦略を運ぼうとしている。北栄町においては、昨年北栄町農業まちづくり条例を制定されたところだが、農業者が将来にわたって安定した営農ができ、農業後継者や新規就農者が自信と誇りを持って農業に取り組むことができるよう経営面、精神面を支援する環境を構築することが必要となっている。ついては、北栄町農業委員会は町の農業者を代表し、農業、農村のさらなる発展を推進する立場から、農業振興に関する予算及び施策等において町の格別な御配慮をいただきたく、農業委員会等に関する法令第６条第３項の規定に基づき建議します。なお、回答については、平成２６年１０月２７日までをお願いします。という前文がありまして、４点について建議をしたいと思います。

第１点目です。農業担い手対策について。農地白書で明らかにしたとおり、農業従事者の高齢化、新規後継者不足等から将来の農業、農地を守る担い手不足は十分予測できる。国、県でも新規就農者に対し各種対策事業を展開しているが、現時点では十分な成果は上げているとは思えない状況である。これから北栄町農業を支えるであろう２０代、３０代の農業後継者助成を含む新規就農者に対し、自信と誇りを持って取り組めるようにそれぞれの状況を把握しながら経営面、精神面を支援する仕組みの構築をお願いします。

第２点目、遊休農地対策について。農地所有者は農地として適切に保全管理することになっているが、高齢化、不在地主など諸般の複雑な事情で耕作放棄されているため、遊休農地解消は年々困難になっている。さらに、ただ遊休農地であるというだけで解消に取り組むとしても、農地の諸条件を利用する担い手の不足により、結果的に一時的な解消にならざるを得ないという状況もある。ついては確保すべき農地を重点とした施策が必要であり、町の農業振興地域整備計画を策定されることをお願いします。

第３点目、有害鳥獣被害防止対策について。例年カラス、イノシシ、ヌートリア等による農業被害が多く発生しています。さらに近年では東園付近で、国道９号線沿いで野生のキジが多く繁殖しており、成長初期の長いものに被害が出ている状況があるので、早急な有害鳥獣被害対策をお願いします。

第４点目、農業行政について。農業委員会、農業協同組合、農業生産法人の見直しを盛り込んだ農業改革が規制改革会議、政府・与党によって強力に推し進められようとしている。農業委員会については、公選制の廃止、農業委員の規模の見直し、行政庁への建議などについて法律に基づく業務から除外などの見直し内容となっている。農業委員会は、農地にかかわる行政や利用調整などの地域の状況を熟知し、地域から信任を受けた地域の代表としての自覚と責任を持って業務を遂行してきた。新体制下の農業委員会においても十分な現地把握と農家の意向を反映した農業行政が取り計られ、北栄町農業のさらなる発展につながるようお願いします。

というこの４点を町長に建議、農政委員の中では町長に建議しようということになりました。これについて、皆さんの意見や質問をお聞きしたいなと思っております。

○濱坂議長 農政委員長のほうからは、建議書の提案につきまして説明がございまし

た。

何か発言はございますでしょうか。簡単な字句修正も含めて、発言いただいても結構でございます。

○事務局 まず私が字句修正を。左側の北栄町町長、松本昭夫様の様がちょっとひっついておりますので、ここを離します。それから右のほうで、①ですが20、30代となっておりますが、これは20代、30代としたいと思います。

○濱坂議長 今の状況からいくと、こういった建議もできなくなる可能性が十分あると思いますので、これが、まだ任期の間は建議を何回も出してもいいのですが、とりあえずはこういった形でまずはやってみたいと思っているところです。

○事務局 回答ですが、10月27日までにと書いておりまして、思惑としましては、11月の総会に回答について皆さんで協議いただきたいなと思ひまして、10月の議案の発送に間に合うように回答させようと思ひました。

9月ということになりますと、9月はちょうど議会がございますので、向こうも苦しいかと思ひまして、10月かなと思ひます。

○濱坂議長 いかがでしょうか。農政委員会の中で十分議論したつもりですけれども、そのほかの方で、何かございませんか。

○前田（浩）委員 1番ですが、経営面、精神面を支援する仕組みと言っておられたが、これは県とか、北栄町にしても、そういう仕組みというのは基本的にはもうできているが、金銭面とかで。精神的なことはどうかちょっとわからないが、そういうものをやっぱり継続してもらおうということで、構築するというのはある程度つくっておるでしょう。さらなる内容の拡充なりで、継続ということをお願いしたいというほうが、新たにつくるより。どうでしょう。

○濱坂議長 先ほどの発言に対して、皆さん何かどうですか。

農政委員会の中で話をしているのは、要は農業青年グループというのが、昔はかなり活発にやっていたのですが、最近ではほとんどそういう活動がない、あるいは組織がもう分裂してしまつてまとめる場面がない、したがって精神的に相談したり、それから経営面でいろいろ、技術面も含めて意見交換する場が非常に少なくなつておるといふ状況が見えてきましたので、その辺もう一遍、後継者グループを強制的につくるのはどうかよくわかりませんが、とにかくそういうネットワークをつくるのがまず必要ではないかなという意味から、経営面、精神面を支援する仕組みというニュアンスです。

（発言する者あり）

確かに何とか補助金とか、事業しようと思つたら何か補助出すというのはそれぞれあるのですが、根本的な部分で農業後継者が、よし、頑張ろうというものを支えるものがないという気がしておるところです。

当然従来あることは継続していかないといけないですが、特にその辺が非常に気がするものですから、そういうものを再構築してくれというようなニュアンスなのです。

構築か継続かの辺については、農政委員会の委員長、副委員長あたりともう一回検討させてください。

山下委員、何かありますか。

○山下委員 いや、別に。

○谷口委員 両方入れるということですか。

○濱坂議長 両方ね。両方のニュアンスをね。

○谷口委員 今あるのをもうちょっと充実したものにするのと、それと新たに。

○濱坂議長 そんな言い方もいいかなと思ひますけれどもね。

○事務局 後継者グループととか。

○濱坂議長 検討させていただきます。

そのほかございませんか。

はい。

○友定委員 有害鳥獣で、キジを有害鳥獣にしてもいいかいな。

(発言する者あり)

○濱坂議長 過去のキジ対策の辺でどういうことがあったかちょっと。

永田委員、過去のキジの被害に対する対策みたいなものが過去あったと思いますが、その辺含めてちょっと状況説明をお願いしたいと思います。

○永田委員 過去10年以上ぐらい前から特によく、ながいもと書いてありますが、ながいも以外でも、例えばハウスのビニールを破る、種芋を掘り返す、サツマイモ等を植えた、収穫直後みたいなときにも狙ってくるというさまざまな被害が出ていると思ひまして、5年か、何年か前に、県の対策だったと思いますが、猟友会のほうで、松神から西のほうに向かってあたりぐらいで、ずっと山の中のキジをとってもらうようなことしてもらったのですけれども、何とも芳しい成果は出なかったということで、全体で何人来られたかちょっとはつきりわかりませんが、10羽か11羽程度しかとれなかったという話もあって、問題があるから何とかしなければいけないというのはあるのでしょうか、今々有効な手だてがなかなか見出せていないという状況だと思います。

その対策をして、ではキジが減ったのかというと、相変わらずということもありまして、そういう意見が上がっているから対策しようかということでしたのですが、継続的に対策を打たないことには数が減っていかないだろうというところが今の現状ではあります。

○濱坂議長 過去、猟友会に頼んで、鉄砲を撃ったこともあるようですが、やっぱりカラスと一緒に、玉の届かないところにすぐ逃げてしまうのです。人家が当然砂丘地は近いですから。その辺が何回もということがどうも難しい部分もあるようです。

聞いている話では、長いもを作付した後に出てきた新芽をかじったり、引っ張り上げて芋だけ出してしまふとか、極端なときは、掘った芋のそばに来て芋を食べてしまふとか、そういう被害があるということです。

○岸田委員 3番、岸田ですが、猟友会のほうは今はしないのですが、放鳥は。放鳥をよくしていたが。今はどうか知らないが。

撃つほうは人が減るし、あんなものを放すとたくさんになる。

○濱坂議長 放鳥というのは何か、ふやすために。

○岸田委員 前は猟友の会員も多かったから、キジも少なかったということもあっただろうが。

○濱坂議長 獲物をふやすためにということですか。

○岸田委員 ふやして、休猟区に放したりして。

○前田(浩)委員 そればかりではないが。

○岸田委員 何年もしているから。

○前田(浩)委員 遊休農地がたくさんふえているし、そこにやっぱり巣をつくっているしね。それから高規格道路の特に北側のほうかな、草が刈ってないところにどうしても巣をつくっていて、しょっちゅう会う。

(発言する者あり)

○濱坂議長 そのほかの部分について、いかがですか。

いいですか、これで原則。これで建議させていただいても。

返事がございませんが、いかがでしょうか。

(「いいです」と呼ぶ者あり)

それでは、特に反対、追加等もございませんので、先ほど職務代理からの発言につきましては検討させていただいて、若干修正をさせていただきます。そのほかにつきましては、原案のとおりで建議をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

建議書については以上でございます。

それでは、もとに戻りまして、報告事項に入りたいと思います。

農地委員会からですか。

○岸田委員 座ったままですが、6月28日に、もう見られた方もあるかもしれませんが、六尾の団地のところに看板を設置しました。まだ見ておられない方があったら、

通られたときには見てもらって。

それと、今月の１２日土曜日ですが、カボチャの植えをつけしましたものを協力していただきました団地の方とともに収穫を行いたいと計画しております。これは午前１１時からということにしておりまして、その前に農地委員さんのほうには文書を流してもらっているわけですが、周辺の草刈りも一緒に１０時から行うことになっておりますが、全体を、種まきしてもらったときのおり全部を刈るということになったら、全員の皆さんに協力してもらったほうがいいのではないかなと、今農地委員のほうでは考えているのですが、その辺はこれから協議してもらいたいと思います。以上で

○濱坂議長 先ほど農地委員会のほうから１２日の件につきまして、草刈りが中心ですけれども、提案がございましたが、いかがでしょう。皆さんお手伝いいただけるでしょうか。

どうも郡体もあるようですね、１２日。関係者がどれぐらい来られるかですね。

午前中ということがあるので、どうかなと思います。

（「１２日はいいけれども」と呼ぶ者あり）

○岸田委員 協力できる人をお願いするということ。

○杉川委員 都合のつく方で。

○濱坂議長 それでは、農地委員さんを中心に、そのほかの方につきましては協力できる方、ぜひお願いしたいということ。

○岸田委員 時間は今のところ、１０時から草刈りということを予定しております。１１時からカボチャの収穫体験をするということで、ヒマワリもぼちぼち咲いているようです。

○杉川委員 いいところだから。

○岸田委員 カボチャの販売は一応、局長は砂丘まつりに。

○家森委員 ８月。

○事務局 申し込んでしましまして。あしたは締め切りになっていまして。もう応募しておきました。

○岸田委員 カボチャは大分とれるようになっているらしいが。この間一回収穫したのにコンテナに３杯あったから。

○濱坂議長 それでは、農地委員会のほうから提案がございましたが、１２日の１０時から草刈りをしたいということですので、ぜひとも御協力願いたいと思います。通知は間に合わないですね。

○事務局 メールで、あした出してもらえないですね。

○濱坂議長 再度通知ができるかどうかはわかりませんので、ここで確認をお願いしたいと思います。１２日の１０時、現場で集合ということで、草刈り作業、よろしくお願いしたいと思います。

○坂本委員 あそこのヒマワリより先もか。

○岸田委員 の予定ではしております。一応種まきのときに刈った範囲。だから、水路があった東側もヨシみたいなものが大きくなっているの、あれももう一回刈っておいたほうがいいのではないかなと思っています。

○濱坂議長 ということで、ひとつよろしくお願いします。

農地委員会は、それでいいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

農政委員会は、何かございますか。

○濱田委員 婚活言ったほうがいいでしょうか。後からでも。

○濱坂議長 状況を報告されたほうがいいのではないかと思います。

○濱田委員 今でいいですか。

○事務局 今は、広報委員会でしょ。

○濱坂議長 いやいや、農政委員会。

○事務局 農政委員会に入ったのですか。

○濱田委員 言ったほうがいいですか。

○事務局 どうぞ。

○濱田委員 済みません。それでは、これも婚活、長々と協議のほうが進みませんで、やっと形的なものができ上がりましたので、きょうは皆さんに御報告させていただきます。

名前は、ほくえい恋活・メグリングツアーという題名をまずつけさせていただきました。メグリングとは何かというところですけども、めぐっていつてもらいたいというめぐりを、リングをつけてめぐりめぐっていくような、スイカにしても、次々次々後継者もできて続いていきてもらいたいような意味合いのことを含めての、このような名称にさせていただきました。

それで、まず日時ですけども、10月19日の日曜日、場所は船上山少年自然の家で行います。そして、シンガーソングライター講演師の石川達之さんに総司会をお願いいたしまして、朝の10時から大体夕方5時20分ぐらいまでかけて婚活を行っていかうかなと思っております。せっかく北栄町で行われるというところで、この婚活の中でちょっと農産物やら何かを、北栄町ならではの何か来てもらって楽しんでもいただけるようなものをちょっと計画したいなと考えております。それで、委員さん皆さんには、男性もですけども、身近におられる女性の方なんかにもちょっと声かけなんかをしていただいて、この婚活が1組でも2組でもカップルができるように、皆さん協力をお願いしたいなと強く思っております。

それで特に女性の、きょうは来られていませんが、盛山さんか森本さんでもちょっと女性の立場の意見というのでしょうか、男ばかり集まってもなかなか男の目線の話し合いになってしまいまして、何かもっと女性が喜ばれるようなこと、やっぱり女性の意見を聞きたいなということもありまして、またその辺もちょっとお願いしたいなと考えております。

○永田委員 募集期間は書いてなかったのですが。

○濱田委員 募集……。いつからでしたっけ。

8月いっぱいでしたね。募集期間は8月の……

(「1日から」と呼ぶ者あり)

1日から9月1日、その1カ月間ですね。募集を行いたいと思っております。

あと何か、よろしいでしょうか。こんな感じでいいでしょうか。

それで農政委員の方は、また重ねてお願いしますが、16日に現地を確認したり、実際この時間割りで現場に行ってみたいなと考えておりますので、1時半にお台場に集まっていただきますようお願いいたします。

いいでしょうか、こんな感じで。

○事務局 盛山さんには話をさせていただいて、来ていただけることになりました。

○濱田委員 ありがとうございます。

○事務局 森本さんに電話をするのですが、出てこられなかったもので、また連絡できておりません。

資料ですけども、6月9日に県庁でプレゼンしたものでありまして、この婚活事業の趣旨等共通理解が必要だろうということにつけさせてもらったものであります。

それと、このプレゼンのときに、先日も集まってもらって、農政委員さんに集まってもらったときに、委員長さんにしか話をしていませんでしたが、プレゼンのときに婚活という言葉が出るのは余り女性が好まないということだそうでした、恋活ということもあるかと思いましたが、ちゃんとよそは恋活を使っておられるようでして、ほくえい恋活・メグリングツアーという格好にすれば、ちょっと違ってくるのかなと、それとサブタイトルで石川達之と恋探しみみたいなタイトルをつけたらいいかなと思っております。名前を出すので、本人さんに話をしなければいけませんが、チラシをつくるときに見ておっと思うようなものにしないと、人はふえないと思いますので、これから考えていきたいと思っております。

一応チラシですけども、北栄町内は当然、この文書発送のときに各自治会ごとに配りますし、各家にも配りますし、それから中部地区では新聞の折り込みを入れまし

て、配布をするということで考えております。以上です。

○杉川委員 これには書いていないが、参加する男のほうの下準備というか、こんなことをしゃべったらいいとかどうのこうのの研修会を何回か持たないと。東伯でもそうらしい、やっぱり、皆がしゃべれないし。好いたあんちゃんもおるけれども、好かんのも多いから。

○濱田委員 一応それも計画しておりまして、事前講習というような形で、できれば2回、少なくとも1回ぐらいの予定は考えております。一応、ここに15名となっておりますけれども、農業者だけではなくて、農業者の男性の方も割合は半分ぐらいにしたほうが話も盛り上がるし、農業者だけというのもちょっとよろしくないみたいで、そのようなことにしたほうがいいのではないかという話になっています。

一応、前回皆さんに45歳未満の農業者の名簿というのでしょうか、あれを出していただいて、総数で49名ぐらい北栄町でも45歳未満の方、男性がおられましたので、その中で7名か8名に選ばれるとなると、かなり激しい選考になるのでないかなと思っておりますが。意欲のあるやっぱり男性の方を優先に参加してもらいたいなと考えております。

○濱坂議長 いろいろ農政委員会で、この婚活について協議するわけですが、男性については何とか引っ張り出したりはできるでしょうが、一番女性を集めるのが大変だなと皆さんが言っておられます。皆様方で近所なり、知り合い、あるいはどこか事務所だとか会社だとか、何かつながりがあって声をかけられる女性があれば、ぜひとも声をかけていただいて、15名を過ぎるぐらいなれば一番うれしいと思っておりますが、何とか御協力を、これから二、三カ月の間にお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

何かこの婚活の件につきまして、御意見はございませんか。

特に発言がないようですので、以上で報告にしたいと思います。

そのほかいいですね。濱田委員長。

○濱田委員 よろしいです。

○濱坂議長 続きまして、広報委員会で何かございましたら。

○前田（浩）委員 広報委員会は、8月に発行します「なたね」の会議をいたしたいと思っております。今会議が済み次第、この場で行いますので、よろしくお願いします。

○濱坂議長 広報委員会は、この後打ち合わせをしたいということでございますので、よろしくお願いします。

そのほか、審議会、委員会等ございましたら報告を願いたいと思っております。特にございませんか。

農業のまちづくり条例の中で、農業振興基本計画をつくるようになっていますが、策定委員会は現在6回済んでおります。大分大枠といいますか、概略、形は目に見えかけております。皆さんにまだお見せするところまでいっておりませんけれども、委員会の中では大枠ができてきておりますので、もう少しすれば、皆さんにまた御意見を伺う場面があると思います。現在そういう状況でやっています。

そのほかありませんか。いいですか。

特にそのほかないようですので、8番、連絡事項に行きたいと思っております。一括して連絡事項をお願いします。

○事務局 連絡事項の2ページ、裏面をお願いします。一般報告、当面の予定、それぞれございますけれども、追加をお願いしたいと思っております。

当面の予定の中で、7月26日には中部農業委員会協議会の総会が中部総合で開催されます。会長が出席されます。

それと、8月22日、こちらは皆さんに関係しておりまして、農業委員研修会というのが開催されます。8月22日に未来中心で開催をされます。

それと、レジュメの方の裏面ですが、第8回の総会は、8月11日午後1時30分から予定をいたしております。現地確認は前の週の8日になります。担当委員は議席番号2番、7番、8番、9番になります。よろしくお願いをいたします。以上

です。

○濱坂議長 連絡事項について、いかがですか。

またいろいろ研修会等もあるようですので、その予定でよろしく願いいたします。
その他に入りたいと思います。

○事務局 私のほうでちょっとお願いしたいのですが、来年で北栄町、合併しまして10年目になります。町として10周年記念の事業というものを今、検討を内部ではしていたところでありまして。議会と出納室を除いて、各課でそういうような事業はないかという、今拾い出しをしておるところでありまして。農業委員会もその検討の中に入っておりまして、もしも皆さんのほうで農業委員会として10周年を記念して、こんなことしたらいいでないかというようなことがあったら御意見をいただきたいなと思います。一応私のほうからは、うちの事業ではないのですが、企画振興課や総務課の事業で10以上の原案を出しておきましたが、農業委員会でするのは何ができるかなと思ったりしておりまして、皆さんの御意見を伺って出すべきかなと思っております、今提案をさせていただいているところでありまして。

（「農業委員会」と呼ぶ者あり）

私がほかの課の仕事でつくったのは、ちょっと全部思い出せませんが、冠事業、要するに10周年記念何とか事業というようにしたりですとか、あとタイムカプセルをつくるという事業、それとか各自治会でそれぞれの未来というものを描いてもらって、それをタイムカプセルに入れていくというような事業とか、そういうようなものを提出させてもらったところでして、似たようなこともできるのかなと思ったりいたします。

（発言する者あり）

○濱坂議長 それはいつまでにか。

○事務局 一応きょうまで。

それはあくまで、内部だけの話ですから。あれば別にあってもいいと思います。

○家森委員 期間の設定がきょうまでということですが、大体その何月ごろにするというふうな。

○事務局 それはないです。

○家森委員 ないか。

○事務局 来年度。

○家森委員 来年度まで。

○事務局 中に何をやるかということでした、それを今から始めたということです。

農地に関係するのでは、泥んこサッカーとか、ちょっとイベントごとみたいなのを考えたりもしたのですが、どうかなと思ったり。それから、今ヒマワリをまいてもらっておりますが、ヒマワリ畑を使った何かみたいな、そういうものもできるのかなと思ったり。わかりませんが。

○濱坂議長 それは、ある一定期間であったり、1日、2日だけのことであったり。

○事務局 してもいいと思います。

○濱坂議長 例えば、来年度のどこであっていい。

○事務局 はい、どこでやってもいいです。年間を通じて、10周年の事業を継続していろいろやっていくという格好です。

基本的には合併したのは10月1日ですから、10月1日をめどでも結構でございます。来年度入ればというか、10周年のテーマみたいなことが決まったり、ロゴが決まったりとか、そういうものを印刷物なんかに使ったりとか、そういうことがまずは始まるだろうと思います。どうせ新年度予算12月ぐらいから組むので、来月になるかわかりませんが。

○濱坂議長 何かアイデアございませんか。

○杉川委員 来年の話だったらメンバー変わるかなと思って。

○事務局 そこです。国の政策も変わるので、どうしたらいいかと思いつつ。

○杉川委員 たくさん次のものに頼むのも悪いだろうし。

○事務局 悩むところです。

改めてメールで返してもらってもいいですし。

○前田（浩）委員 何か農業委員会で協力できる事業というのはあるですか。

○事務局 まだ、まとまったものはないです。一応よその10周年を、うちより早く合併したところなんかはやっていますが、その中でも農業委員会がやっているような事業というのは余りありません。ないけれども、しようと思えばできるのではないかなと思ったり、なるべく費用の要らない方法で何かやってみようというのがあれば。

○濱坂議長 ちょろっと思ったのは、地域の宝探しというやつで、宝というのはいろいろあるので、景色であったり、人であったり、それから過去の偉人であったり、いろんなことがあって、いろんな分野があると思うので、そういうのが町の中で整理してあれば、その中でピックアップして、要は宝をみんなで見つけて、それを外に向けて発信して、例えばこのポイントに立って、この方角を見ると、すごく景色のいい場所があるとか、あんなふうに見える場所があるとか、何かそういう場所というか、場所であったりものを選定して、人を呼び込めるような広報をつくらなければいけない。それは10周年だったら、最低10個で宝がふえていく。最初から100でもいいし。

そんなのは農業振興基本計画の中の自然とか、あるいは環境というようなキーワードがあって、その中でもそういったこと、特に農業、農地に関係する分について、何かそういうものができないかな。それは農業者だけでやるのではなくて、町民がそれを探す。その片側に農業についての理解がひつついてくるといいのではないかなというようなニュアンス、意味合いです。だから、農業にかかわっていく。

○永田委員 北栄町田畑百景写真コンテストといって一般公募で、農業者ではなしに、こういう畑や田んぼはいいよなと一般の人が思っているような写真を募集して。

○濱坂議長 例えば、だから分野別に10を選んでもいいしね。いろんな分野で10選んでもいいし、それはいろいろアイデアもありますし。要はやっぱり地域を観察するということかな。地域の宝を見つけて、人に伝えて来てもらうということ。どういうふうにしたらいいかよくわかりませんが、そんなことは思っています。

○濱田委員 田んぼで絵を描いているような映像を見たことがあるのですが、稲で。畑で絵を描くというのはどうでしょうか、何か作物を使って。上から見たら何か絵になっている。遊休地で。

（発言する者あり）

○津川委員 畑は難しいでしょう。すぐ色が変わるよ。

○濱田委員 絵を描いてみたらどうですか、漫画で。コナンでもいいし。

○津川委員 除草剤があるからなんとかなるが。

畑がえらいことになる。

（「場所がないとだめなのです」と呼ぶ者あり）

除草剤を入れて、絵は草が生えて色変わっている。稲だけ除草剤あるけ。

○濱坂議長 ということで、何かいいアイデア、思いつきがあったら、事務局のほうにひとつ提案をいただいて、それができるかどうか。ちょっと一杯飲みながら考えてみようとか。

○事務局 どうしますか、文書を送りますか。文書を送らせてもらって、回答をもらうということでしょうか。

（「何でもいいが」と呼ぶ者あり）

回答がなければメールをしたいと思います。回答がない人も中にはいらっしゃると思いますので。

（「メールの方が早い」と呼ぶ者あり）

○濱坂議長 そういうふうにしましょう。

○事務局 以上です。

○濱坂議長 では、特にないですね。

(一部略)

○事務局 では、もう1点、僕のほうから。その他のほうのつづりのほうですけども、第1回、初めてですかね、鳥取県農作業安全標語コンクールというのが募集のお知らせでございまして、今月いっぱいまで標語を募集されているようでございます。何件か事故を聞いたりとか、亡くなられたりとか、そういうようなことも聞きます。十分注意をしていただきたいということで、標語コンクールが始まったものと思いますので、いい案がありましたら応募していただければなと思います。以上です。

○濱坂議長 きょうも、耕運機と柿の木に挟まれて亡くなられた方が出ております。

これも一杯飲みながら、頭に入れて、応募されたらと思いますので、よろしくお願いします。

(一部略)

○事務局 それでは、最後に、資料説明をさせていただきます。資料のほうに、新聞の切り抜きですが、つけさせていただきました。学校給食の牛乳の休止と、それから大山町の●●さんという方が日本海新聞に投稿された文書でございます。きのうだかもテレビで大きく流れていましたが、県内で西部のほうでは●●の牛乳を学校給食に取り入れるようになったということが載っておりました。もちろん御存じのように知事も相当怒っておられて、各市町村にまかせるとの話になりましたし、西部の市町村も自分たちですということ、改めて考えられたようでございます。そういったようなことですが、食育面でも影響は甚大だということでもありますので、読んでいただければなと思っています。

○濱坂議長 これでしょう、僕が事務局に出した、事務局がこういう形にしてくれたのですが、牛乳の関係で一番上の段の左側に、けさの1杯をお届けするのに3年かかりましたと、これは全農が農業新聞に掲載した牛乳広報です。

今、付加価値という観点から6次産業化だとかいろんなこと言われておりますけれども、こうやって牛乳1杯に詰まっている農家の思いだとか、牛乳をつくるための歴史だとか経過だとか、そんなものが、僕はこのけさの1杯の中に詰まっているのではないかなと。一般的に消費者はただ牛乳がそこにあるから農業ということではなくて、それができるのに3年、要は子牛として産まれてから牛乳ができるのに3年かかったということです。そういう農家の苦労なり思いを、この一言で表現するというのが今、とても大事だなと。お金をかけずにできることではないかなと。付加価値を上げるという意味でね。というような気がして、僕はここがちょっと一つ言いたくて出しました。

これは、ストーリーマーケットといって後ろに背景を、どうやって消費者に伝えるかというのが今、大きな仕事なのです。スイカを今一生懸命売っていますけれども、スイカ1個つくるのにどれだけ苦労したか、どれだけ手数料をかけたかということが消費者には一つも伝わっていない。だから、食べられるようになるまでにどれだけのことがあったかというのを、こういう1行か2行の文書に集約して、ポスターとかいろんな場面で話をすれば、消費者の認識はもっと変わるのではないかなという気がしております。これは、それこそ飲みながらでも考えれば出てくることだろうと思ひまして、ぜひ、いろんなアイデアでお金をかけずにつくったものが、喜んで買ってもらったり売れたりするというのが一番いいのではないかなと思っています。また一緒に考えてみたいと思います。

それから下のほうには、下の2段目ですけども、首都圏の高校の生物教諭が今週生徒に鶏の絵を描かせたと、56人中16人が、鶏の絵すら描けないものもあって、3本足を描いている人もいる。魚も刺身で泳いでいるだとか、肉なんていうのは部分部分で生きているみたいな、そういう食に対する認識が全然今違ってきているようなことをここに言っているのではないかと思います。やっぱりこれも生産者というか農家サイドがもっと伝えていかなければいけないことではないかなと。何で知らないのかと消費者を責めたって一つも意味ない。農家、生産者が伝えてないということだろうと思います。今、外国産がどうだこうだという話もありますけれども、やっぱり

国内産、身近な人がつくったものに対する価値観を高めてもらわないと、僕らも農業としてやっていけないのではないかなと、ある面ではそういうことがあると思います。そういうことがいろいろこの中にちょっと浮かんだものですから、切り抜きをさせていただきます。

●●さんの分は、これは農業委員で、ここまできちっと整理してきて投稿をしてもらったのですごいなと思って記事にした分です。一読お願いしたいと思います。以上です。

全体、以上で終わりました。

皆さん、何かございますか。

○盛山委員 はい、済みません。

○濱坂議長 盛山さん、どうぞ。

○盛山委員 だめもとで、ちょっと言うのですが、砂丘まつりに紅茶を販売するというのは、ちょっと私、いい案だと思って、やっぱり農業委員会で何かできたらなと、去年はそういう声が出たときに何かできたらなと思いながら、なかなかそれしたいということが出てこなくて。

済みません、だめもとですが、北栄音頭を皆さんで踊るというのはおかしいですか。いつも一番最後に女性会が踊るのですが、男性の方が浴衣を着て、どういう人が踊られるのかわからないのですが、何人か踊られます。私、それを見てすごい北栄に対する愛着というか、何か祭りに対する愛着というか、そういうのが強い方なのかなと、一回聞いてみたいなと思いながら、ついすぐに解散してしまうのでできていないのですが。ちょうどこういう出店もできたし、済みません、だめもとで。何かきのうちちょっと現地確認をしたときに、やめましょと、もう全員反対でしたが。

もしあれだったら、今度8月10日に踊りを森本のまりちゃんと、まだ全然まりちゃんにも話してないですが、ちょっとここで講習とかってしたりとかっていって、それらしき、何かついて踊ったりとか、そういうのもどうかなと思って、済みません、だめもとです。

○杉川委員 実は北栄砂丘まつりに全員行っているかといったら、もう半分ぐらいでないかなと俺はイメージがあるけれども、俺はもう3回ぐらいあるが。1遍か2遍しか行ったことないな。花火だけ見てという世界だ。

○盛山委員 みんなそういう町のイベントとかに参加するというのを喚起みたい。済みません、おかしいでしょうか。

(発言する者あり)

○事務局 確かに花火が上がる前に踊っている。

○盛山委員 一番最後のほうですね。

(発言する者あり)

○濱坂議長 いかがですか。勇気を持った提案ですが。応援される人はおられませんか。

○家森委員 会長と職務代理が率先して。

○杉川委員 シャトルバスの運転手をしなければいけないから忙しい。

○濱坂議長 みんながぶつぶつ言っているけれども、何だかよくわからない。

○盛山委員 やっぱり苦手だとか、嫌だわという人もあるでしょうから、ちょっと一部の人にも広報委員とか、まず声かけて、できる範囲でやってみようかなと勝手に、いいでしょうか。いないかもしれない。

○濱坂議長 僕は個人的にです。今回カボチャをつくって、カボチャを売ると、ここで、まず農業委員さんが砂丘まつりの中に、どっかに祭りに行くというのが僕はすごいなと思っています。踊りとなると、それは次に気持ちがなくなってしまう。とりあえずは、砂丘まつりの中に入ってみる。僕も1回しか、花火しか見たことない、正直。

○盛山委員 結構駐車場とかがあれで。

○濱坂議長 毎年どこか行っておられるという方はありますか。花火を見にでもいいし。

○河原委員 俺は毎年行っていますよ。農協がブースを出しているのです。

○濱坂議長 やっぱそういうきっかけというか、おり場所がないとなかなかいづらないと。

○事務局 ことしは居場所が。

○濱坂議長 そうそう、とりあえずは……。

○事務局 テント1つありますからね。

(発言する者あり)

○盛山委員 ここで販売する人、ちょっと声かけてみます。

○濱坂議長 ブースで飲んで、気持ちよくなって踊りたくなったら踊ろうと。

○盛山委員 多分、この会場あれでしょうから。

○事務局 それでもいいですね。

○盛山委員 これでいいかなと思って。いいです。

○濱坂議長 では、そういうことで。やっていきましょう。

○家森委員 今、会長のほうからスイカが出ましたので、ちょっとスイカの情勢を、福光さん、では、私のほうから。

今、スイカの販売の最盛期に入っておりまして、目標金額は18億6,000万抱えておって、今のところが8日現在で14億ほど販売できております。またこれが達成できるかということになると、ちょっとよくわかりませんが、ちょっと難しいところがあると思います。昨日はピークがありまして、一番最高で4万6,000出まして、ちょっと機械のトラブルなんかもありまして、7時15分ごろまで、最終の人夫さんにつきましては8時手前ぐらいまでかかってやったところです。トラックの台数にしまして、きのうで大体50台、10トン車で50台ぐらい、一日で出ている状態です。きょうの場合で大体3万6,000ぐらいですか。これからどんどんどんどん減っていくようなパターンになってきます。大体ケースで、ケースの話をしましたかな。ケースが46万ケース、大体62万ケースで計画しておりましたけれども、今42万出たところで目標に達成するかちょっとよくわからないところでありますけれど、ひとつ頑張って、あと残り、終盤になりまして、今、残量調査を出しておるところでございまして、恐らくあと2割あるかないかというようなところだと思います。それから天候によりまして、これから台風があつて、お日さんがかあつと上がってくるという状況が出てくると、遅いスイカというのは品質がどうしても下がってきます。この対策を考えていかなければいけないなというところで、きょうは遮光資材を使うようなメールを出しておきましたが、品質を守りながら、精いっぱい最後まで、恐らく何日になるかわかりませんが、20日までには終わると思います。皆さん頑張りますので、ひとつ温かい目で見てくださいようお願いしたいと思います。

18億6,000万は難しいような格好であります。平均単価がちょっと見てみずには、これは今一番重点市場が京阪神を狙っているわけですが、京阪神の場合がケース単価、2,300円ぐらいであります。大体目標で3,000円の目標にしていたのですが、当初は、始まったときにはいい単価で、時には4,600円、4,500円の時もあったわけですが、今、滞荷しておりまして、というのはちょっと前、大栄スイカについては滞荷がなかったわけですが、継続産地、後から出てくる産地が滞荷しまして、その連動、反動というのですか、それが今来ているというような状態のところであります。非常に石川あたり、福井にしても石川にしても千葉にしても茨城にしても、苦戦の状態です。スイカを販売しているという中で、大栄スイカについては精いっぱい頑張っていたというような感謝のつもりで、荷受け業者には感謝を願っているというような状態であります。以上、このような状態でございますので、ひとつ。

生産者としては、当初始まったときにA単価とっておりますので、もうけるようにはいかないかもしれませんが、そこそこの販売ができていないかなという気持ちは持っているところであります。以上でございます。

○濱坂議長 もう一踏ん張り、よろしくお願いします。

○家森委員 もう大事に売ろうと思っておりますので。

(発言する者あり)

○濱坂議長 ちなみに、家森委員はスイカ組合協会の指導部長ですし、福光委員は販売副部長ということで、それぞれ今回よく頑張ってくださいています。

そのほかはよろしいでしょうか。

○永田委員 さっきのお話ですが、認定農業者協議会のほうが今月末に毎年やっています4町交流会、去年まで3町だったのですが、ことしから湯梨浜町を入れて4町交流会というのを企画しておりますので、認定農業者さんのほうには、恐らく通知がもう行っているのではないかと思いますので、毎年少なければ動員かけて参加者募らなければいけないのではないかなという話もありますが、寂しい話ですので、認定農業者さんの御参加のほうをよろしくお願いします。一言だけお願いします。

○濱坂議長 何日だった。

○永田委員 30日です。ちなみにご本人さんでなくても御家族の方が代理人ということで出席していただくというのもいいだろうということで、そのような形になっているということなので、ちょっとよう行かないといっても、例えば後継者さんがおられれば誰その代理ですということで、家族経営協定云々ではなくもう単純に同居家族さんですが、一緒に農業やっておられる方というふうに参加してもらえればいいのではないかというお話ですので、ぜひぜひ忙しい時期ですけれども、どなたでも御参加いただければという感じで、よろしくお願いいたします。

○濱坂議長 ちなみに、ことしは桑本みつよし、B S Sのアナウンサーがゲストでしゃべるし、去年は気象予報士、B S Sに出てきましたが、北出さんだったか、女性の予報士……。

おとしは、やっぱりB S Sの料理番組に出てきますけれども、何という人だったかいな。2人ありますが、そのうちの1人がゲストで講演されていました。結構おもしろいゲスト呼んでいただきますので、興味のある方は一度は出かけられたらと思います。

なら、ちょうど4時になりましたが、終わってもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、本日の総会は以上で終了いたします。お疲れさんでした。

議長 (会長)

議事録署名委員 (10番)

議事録署名委員 (11番)